

(事業者の方へ)

特定技能 ガイドブック

～特定技能外国人の雇用を考えている事業者の方へ～



出入国在留管理庁

Immigration Services Agency of Japan



第1 特定技能制度について

- 1 特定技能制度とは・・・P. 1
- 2 雇用の流れ・・・・・・・・P. 4



第2 特定技能外国人の雇用にあたって

- 1 特定技能外国人に必要な条件について・・・P. 6
- 2 マッチングについて・・・・・・・・P. 10
- 3 雇用における注意点・・・・・・・・P. 10
- 4 登録支援機関について・・・・・・・・P. 13
- 5 各国の送出手続について・・・・・・・・P. 15

第3 申請に必要な書類(記載例を含む。)・・・P. 17

第4 よくある質問・・・・・・・・P. 26

第5 「特定技能」の在留資格で働く方の声・・・P. 34

第6 問合せ先・・・・・・・・P. 36

第 1 特定技能制度について

1 特定技能制度とは



中小・小規模事業者をはじめとした人手不足は深刻化しており、我が国の経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性が出てきているため、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築するために特定技能制度が創設されました。

1 在留資格「特定技能」

「特定技能」には、**2種類**の在留資格があります。



「**特定技能1号**」は、特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格であり、「**特定技能2号**」は、特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格です。



★トピック★

各在留資格のポイントは、以下のとおりです。

「特定技能1号」で在留する外国人に対しては、受入れ機関又は登録支援機関による支援の実施が求められていることに御注意願います（特定技能2号については、支援の対象外です。）。

特定技能1号のポイント

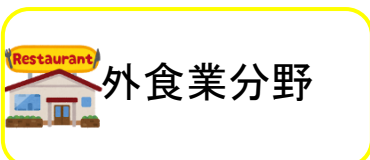
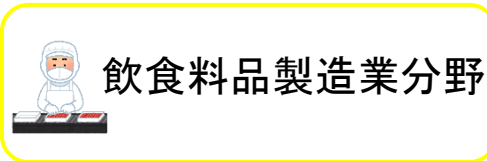
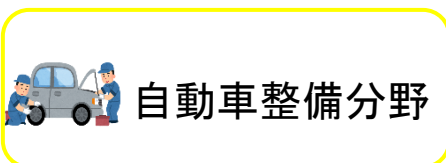
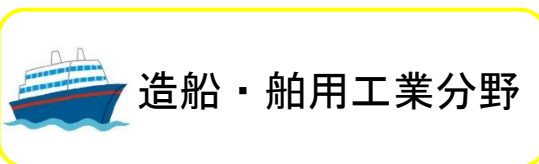
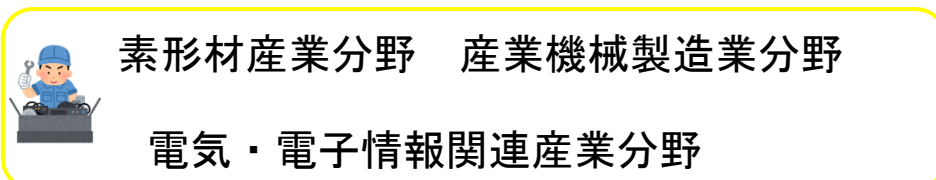
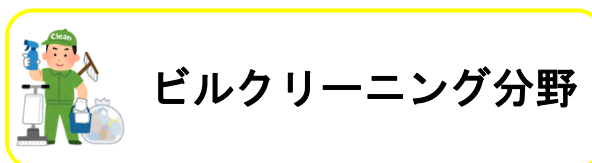
- 在留期間：1年、6か月又は4か月ごとの更新、**通算で上限5年まで**
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**

特定技能2号のポイント

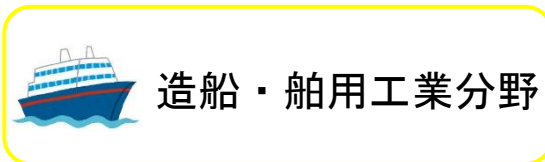
- 在留期間：3年、1年又は6か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- 家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者、子）
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象外**

2 受入れ分野

特定技能1号による外国人の受入れ分野（特定産業分野）は、以下の14分野です。



特定技能2号での受入れ対象は、現時点で以下の2分野のみとなります。



★トピック★

分野ごとの業務内容等については、右側のページの表のとおりです。
詳細を知りたい場合は、分野を担当している省庁へお尋ねください。

分野	人手不足状況 受入れ見込数 (5年間の最大値) (注)	人材基準		従事する業務	その他重要事項	
		技能 試験	日本語 試験		雇用 形態	受入れ機関に対して特に課す条件
厚労省	介護	60,000人	介護技能 評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上(上記に加えて)介護日本語評価試験	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外 [1試験区分]	直接 ・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・事業所単位での受入れ人数の設定
	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング分野 特定技能1号 評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	・建築物内部の清掃 [1試験区分]	直接 ・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること
経産省	素形材産業	21,500人	製造分野 特定技能1号 評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	・鋳造 ・鍛造 ・ダイカスト ・機械加工 ・金属プレス加工 ・工場板金 ・めっき ・アルミニウム ・陽極酸化処理 ・仕上げ ・機械検査 ・機械保全 ・塗装 ・溶接 [13試験区分]	直接 ・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
	産業機械製造業	5,250人	製造分野 特定技能1号 評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	・鋳造 ・鍛造 ・ダイカスト ・機械加工 ・塗装 ・鉄工 ・工場板金 ・めっき ・仕上げ ・電子機器組立て ・電気機器組立て ・プリント配線板製造 ・プラスチック成形 ・金属プレス加工 ・溶接 [18試験区分]	直接 ・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
	電気・電子情報関連産業	4,700人	製造分野 特定技能1号 評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	・機械加工 ・金属プレス加工 ・工場板金 ・めっき ・仕上げ ・機械保全 ・電子機器組立て ・電気機器組立て ・プリント配線板製造 ・プラスチック成形 ・塗装 ・溶接 ・工業包装 [13試験区分]	直接 ・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
国交省	建設	40,000人	建設分野 特定技能1号 評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	・型枠施工 ・左官 ・コンクリート圧送 ・トンネル推進工 ・建設機械施工 ・土工 ・屋根ふき ・電気通信 ・鉄筋施工 ・鉄筋継手 ・内装仕上げ ／表装 ・とび ・建築大工 ・配管 ・建築板金 ・保温保冷 ・吹付ウレタン断熱 ・海洋土工 [18試験区分]	直接 ・外国人の受入れに関する建設業者団体に所属すること ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・建設業法の許可を受けていること ・日本人と同等以上の報酬を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行う契約を締結していること ・雇用契約に係る重要事項について、母国語で書面を交付して説明すること ・受入れ建設企業単位での受入れ人数の設定 ・報酬等を記載した「建設特定技能受入計画」について、国交省の認定を受けること ・国交省等により、認定を受けた「建設特定技能受入計画」を適正に履行していることの確認を受けること ・特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること等
	造船・船用工業	13,000人	造船・船用工業 特定技能1号 試験等	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	・溶接 ・塗装 ・鉄工 ・仕上げ ・機械加工 ・電気機器組立て [6試験区分]	直接 ・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること
	自動車整備	7,000人	自動車整備 分野特定技能 評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備 [1試験区分]	直接 ・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・道路運送車両法に基づく認証を受けた事業場であること
	航空	2,200人	特定技能評価試験(航空分野:空港グランドハンドリング、航空機整備)	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) [2試験区分]	直接 ・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・空港管理規則に基づく機内営業承認等を受けた事業者又は航空法に基づく航空機整備等に係る認定事業場であること
	宿泊	22,000人	宿泊業 技能測定 試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	・フロント、企画・広報、接客、レストランサーバー等の宿泊サービスの提供 [1試験区分]	直接 ・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・「旅館・ホテル営業」の許可を受けた者であること ・風俗営業関連の施設に該当しないこと ・風俗営業関連の接待を行わないこと
農水省	農業	36,500人	農業技能 測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) [2試験区分]	直接 ・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、協議会に対し必要な協力を行う登録支援機関に委託すること ・労働者を一定期間以上雇用した経験がある農業経営体であること
	漁業	9,000人	漁業技能 測定試験 (漁業又は養殖業)	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁業機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理・収穫(種)・処理、安全衛生の確保等) [2試験区分]	直接 ・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・農水省が組織する協議会において協議が調った措置を講じること ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、分野固有の基準に適合している登録支援機関に限ること
	飲料品製造業	34,000人	飲料品製造業 特定技能1号 技能測定 試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	・飲料品製造業全般(飲料品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生) [1試験区分]	直接 ・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
	外食業	53,000人	外食業 特定技能1号 技能測定 試験	国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上	・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) [1試験区分]	直接 ・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・風俗営業関連の営業所に就労させないこと ・風俗営業関連の接待を行わないこと

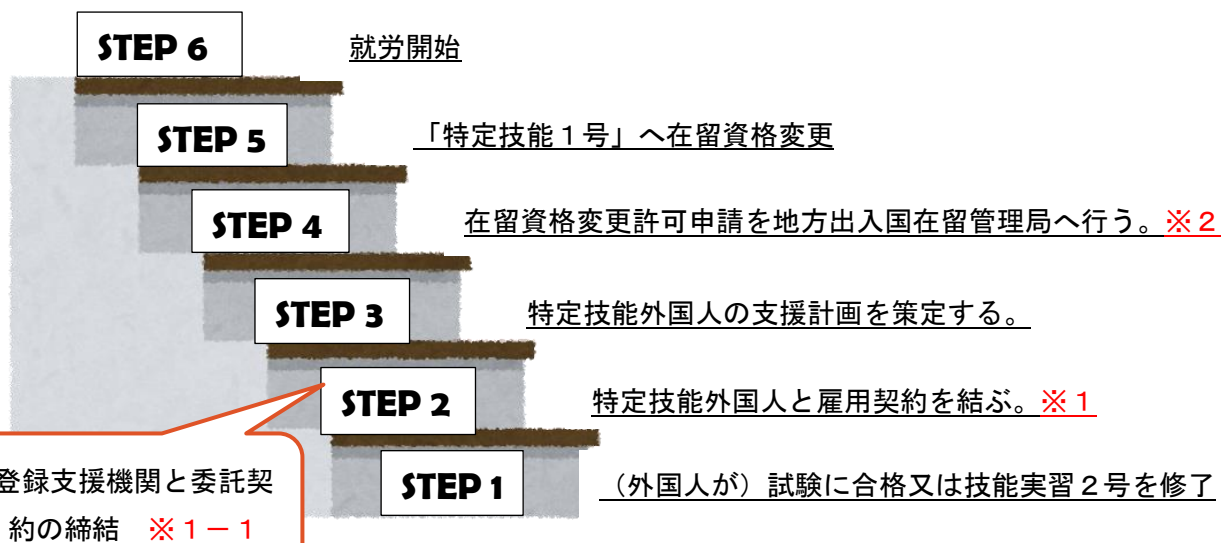
(注) 14分野の受入れ見込数(5年間の最大値)の合計: 345,150人

2 雇用の流れ



ここでは、①技能実習・留学など、その他の在留資格をもって日本国内に既に在留している外国人を雇用するまでと、②海外から、特定技能の在留資格をもって新規で日本で就労する外国人を雇用するまでとに分けて紹介します。

① 特定技能外国人が就労を開始するまでの流れ (日本国内に在留している外国人を採用するケース)



※1 ⇒ 契約締結後に実施してください↓↓

- ・受入れ機関等による事前ガイダンス 等
- ・健康診断

※1-1 ⇒ 1号特定技能外国人支援計画の一部の実施を第三者に委託したり、その全部の実施を登録支援機関に委託することができます（一部の委託を行う場合には、受入れ機関において、支援体制の基準を満たす必要があります。）。

※2 ⇒ 主な添付資料↓↓

- ・受入れ機関の概要
- ・特定技能雇用契約書の写し
- ・1号特定技能外国人支援計画
- ・日本語能力を証明する資料
- ・技能を証明する資料 等



★トピック★

- ・原則は外国人本人による申請です。
- ・地方局長に申請等取次者として承認を受けた場合、取次ぎが可能です

② 特定技能外国人が就労を開始するまでの流れ
(海外から来日する外国人を採用するケース)



※1～2については、前ページ①(日本国内に在留している外国人を採用するケース)を参照

★トピック★



特定技能外国人を雇用する際には、以下の点に留意願います。

- ✓各試験の合格前に内定を出すことは禁止されていません。
- ✓特定技能外国人の技能試験及び日本語試験の合格と、受入れ機関との特定技能雇用契約締結の先後関係については、基本的には、特定技能外国人が各試験に合格した後、受入れ機関との特定技能雇用契約を締結することが想定されます。
- ✓特定技能雇用契約を締結した上で、受験することもできますが、各試験に合格しなければ、受入れが認められないことに留意してください。

第 2 特定技能外国人の雇用にあたって

1 特定技能外国人に必要な条件について

「特定技能 1 号」「特定技能 2 号」いずれも各特定産業分野の試験に合格する必要があります（「特定技能 1 号」は日本語試験にも合格する必要があります）。

ただし、技能実習 2 号を良好に修了した技能実習生は、技能実習 2 号移行対象職種と特定技能 1 号における分野（業務区分）との関係について関連性が認められる場合、試験が免除されます。

各技能試験・日本語試験については、まとめて下記の URL に掲載しています。

【技能試験情報】

○介護分野



https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html

（厚生労働省）



○ビルクリーニング分野



<https://www.j-bma.or.jp/qualification-training/zairyu>

（全国ビルメンテナンス協会）



○製造 3 分野（素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野）



https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/index.html

（経済産業省）



○建設分野



<https://jac-skill.or.jp/exam.html>

（建設技能人材機構）



○造船・船用工業分野



<http://www.classnk.or.jp/hp/ja/authentication/evaluation/index.html>

（日本海事協会）



- 自動車整備分野 
<https://www.jaspa.or.jp/mechanic/specific-skill/index.html>
(日本自動車整備振興会連合会)



- 航空分野 <https://www.jaea.or.jp/>
(日本航空技術協会)



- 宿泊分野 <https://caipt.or.jp/>
(宿泊業技能試験センター)



- 農業分野 <http://asat-nca.jp/>
(全国農業会議所)



- 漁業分野 <https://suisankai.or.jp/>
(大日本水産会)



- 飲食料品製造業分野 <https://otaff.or.jp/>
(外国人食品産業技能評価機構)



- 外食業分野 <https://otaff.or.jp/>
(外国人食品産業技能評価機構)



【日本語試験（全分野共通）】

- 国際交流基金日本語基礎テスト <https://www.jpf.go.jp/jft-basic/>
(国際交流基金)



- 日本語能力試験 <https://www.jlpt.jp/>
(国際交流基金) (日本国際教育支援協会)



【日本語試験（介護分野）】

- 介護日本語評価試験 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html
(厚生労働省)



技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野（業務区分）との関係

技能実習から特定技能に移行できるのは、以下のようになります。

令和2年7月1日現在

1 農業関係(2職種6作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
耕種農業	施設園芸	農業(耕種農業全般)
	畑作・野菜	
	果樹	
畜産農業	養豚	農業(畜産農業全般)
	養鶏	
	酪農	

2 漁業関係(2職種9作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
漁船漁業	かつお一本釣り漁業	漁業(漁業)
	延縄漁業	
	いか釣り漁業	
	まき網漁業	
	ひき網漁業	
	刺し網漁業	
	定置網漁業	
	かに・えびかご漁業	
	養殖業	

3 建設関係(22職種33作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)	
さく井	パーカッション式さく井工事		
	ロータリー式さく井工事		
建築板金	ダクト板金	建設(建築板金)	
	内外装板金		
冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工		
建具製作	木製建具手加工		
建築大工	大工工事	建設(建築大工)	
型枠施工	型枠工事	建設(型枠施工)	
鉄筋施工	鉄筋組立て	建設(鉄筋施工)	
とび	とび	建設(とび)	
石材施工	石材加工		
	石張り		
タイル張り	タイル張り		
かわらぶき	かわらぶき	建設(屋根ふき)	
左官	左官	建設(左官)	
配管	建築配管	建設(配管)	
	プラント配管		
熱絶縁施工	保温保冷工事	建設(保温保冷)	
内装仕上げ施工	フラチック系床仕上げ工事	建設(内装仕上げ)	建設(表装)
	カーペット系床仕上げ工事		
	鋼製下地工事		
	ボード仕上げ工事		
	カーテン工事		
サッシ施工	ビル用サッシ施工		
防水施工	シーリング防水工事		
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事	建設(コンクリート圧送)	
ウエルポイント施工	ウエルポイント工事		
表装	壁装	建設(表装)	建設(内装仕上げ)
建設機械施工	押土・整地	建設(建設機械施工)	
	積込み		
	掘削		
	締固め		
築炉	築炉		

4 食品製造関係(11職種16作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
缶詰巻締	缶詰巻締	飲食料品製造業全般 (飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く。)の製造・加工・安全衛生))
食鳥処理加工業	食鳥処理加工	
加熱性水産加工食品製造業	節類製造	
	加熱乾製品製造	
	調味加工品製造	
非加熱性水産加工食品製造業	くん製品製造	
	塩蔵品製造	
	乾製品製造	
水産練り製品製造	養酵食品製造	
	かまぼこ製品製造	
牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造	
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	
パン製造	パン製造	
そう菜製造業	そう菜加工	
農産物漬物製造業	農産物漬物製造	
医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造	外食業

5 繊維・衣服関係(13職種22作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)
紡績運転	前紡工程	
	静紡工程	
	巻糸工程	
	合ねん糸工程	
織布運転	準備工程	
	製織工程	
	仕上工程	
染色	糸浸染	
	織物・ニット浸染	
ニット製品製造	靴下製造	
	丸編みニット製造	
たて編ニット生地製造	たて編ニット生地製造	
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製	
紳士服製造	紳士既製服製造	
下着類製造	下着類製造	
寝具製作	寝具製作	
カーペット製造	織じゅうたん製造	
	タフテッドカーペット製造	
	ニードルパンチカーペット製造	
帆布製品製造	帆布製品製造	
布はく縫製	ワイシャツ製造	
座席シート縫製	自動車シート縫製	

6 機械・金属関係(15職種29作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)			
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造	素形材産業 (鑄造)	産業機械製造業 (鑄造)		
	非鉄金属鑄物鑄造				
鍛造	ハンマ型鍛造	素形材産業 (鍛造)	産業機械製造業 (鍛造)		
	プレス型鍛造				
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト	素形材産業 (ダイカスト)	産業機械製造業 (ダイカスト)		
	コールドチャンパダイカスト				
機械加工	普通旋盤	素形材産業 (機械加工)	産業機械製造業 (機械加工)	電気・電子情報関連産業 (機械加工)	造船・船用工業 (機械加工)
	フライス盤				
	数値制御旋盤				
	マシニングセンタ				
金属プレス加工	金属プレス	素形材産業 (金属プレス加工)	産業機械製造業 (金属プレス加工)	電気・電子情報関連産業 (金属プレス加工)	
鉄工	構造物鉄工		産業機械製造業 (鉄工)		造船・船用工業 (鉄工)
工場板金	機械板金	素形材産業 (工場板金)	産業機械製造業 (工場板金)	電気・電子情報関連産業 (工場板金)	
めっき	電気めっき	素形材産業 (めっき)	産業機械製造業 (めっき)	電気・電子情報関連産業 (めっき)	
	溶融亜鉛めっき				
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理	素形材産業(アルミニウム)			
仕上げ	治工具仕上げ	素形材産業 (仕上げ)	産業機械製造業 (仕上げ)	電気・電子情報関連産業 (仕上げ)	造船・船用工業 (仕上げ)
	金型仕上げ				
	機械組立仕上げ				
機械検査	機械検査	素形材産業 (機械検査)	産業機械製造業 (機械検査)		
機械保全	機械系保全	素形材産業 (機械保全)	産業機械製造業 (機械保全)	電気・電子情報関連産業 (機械保全)	
電子機器組立て	電子機器組立て		産業機械製造業 (電子機器組立て)	電気・電子情報関連産業 (電子機器組立て)	
電気機器組立て	回転電機組立て			電気・電子情報関連産業 (電気機器組立て)	造船・船用工業 (電気機器組立て)
	変圧器組立て				
	配電盤・制御盤組立て				
	開閉制御器具組立て				
	回転電機巻線製作				
プリント配線板製造	プリント配線板設計 プリント配線板製造		産業機械製造業 (プリント配線板製造)	電気・電子情報関連産業 (プリント配線板製造)	

7 その他(15職種27作業)

職種名	作業名	分野(業務区分)			
家具製作	家具手加工				
印刷	オフセット印刷				
製本	製本				
プラスチック成形	圧縮成形		産業機械製造業 (プラスチック成形)	電気・電子情報関連産業 (プラスチック成形)	
	射出成形				
	インフレーション成形				
	ブロー成形				
強化プラスチック成形	手積み積層成形				
塗装	建築塗装	素形材産業 (塗装)	産業機械製造業 (塗装)	電気・電子情報関連産業 (塗装)	造船・船用工業(塗装)
	金属塗装				
	鋼橋塗装				
	噴霧塗装				
溶接	手溶接	素形材産業 (溶接)	産業機械製造業 (溶接)	電気・電子情報関連産業 (溶接)	造船・船用工業(溶接)
	半自動溶接				
工業包装	工業包装		産業機械製造業 (工業包装)	電気・電子情報関連産業 (工業包装)	
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き				
	印刷箱製箱				
	貼箱製造				
	段ボール箱製造				
陶磁器工業製品製造	機械ろくろ成形				
	圧力鑄込み成形				
	バンド印刷				
自動車整備	自動車整備	自動車整備			
ビルクリーニング	ビルクリーニング	ビルクリーニング			
介護	介護	介護			
リネンサプライ	リネンサプライ仕上げ				
コンクリート製品製造	コンクリート製品製造				
○ 社内検定型の職種・作業(1職種1作業)					
職種名	作業名	分野(業務区分)			
空港グランドハンドリング	航空機地上支援	空港グランドハンドリング			

2 マッチングについて

特定技能制度では、監理団体や送出国は設けておらず、受入れ機関は直接採用活動を行うか、国内外の職業紹介機関を活用し、採用活動を行うこととなります。国内での募集であれば、ハローワーク等を通じて採用することも可能です。

採用する特定技能外国人の国籍によっては、当該国の法律等によって所定の手続を経ることが求められている場合があるので、詳細は16ページで記載されている手続に従ってください。その他詳細については、直接各国の駐日大使館にお問合せください。

ここでは、求人情報をホームページに掲載している分野の一部をまとめましたので、御活用ください。

【求人情報ホームページ掲載有】

宿泊分野

日本旅館協会：<http://www.ryokan.or.jp/top/recruit/>

(一社)日本ホテル協会：<https://www.j-hotel.or.jp/recruit/jp/>

(一社)全日本シティホテル連盟：<https://www.jcha.or.jp/recruit/>

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会：<https://recruit.yadonet.ne.jp/>

(↑※ログインIDとパスワードが必要です)



3 雇用における注意点

特定技能外国人を受け入れるためには、省令等で定められた基準を満たす必要があります。

特定技能制度の特徴の一つとして、受入れ機関は、雇用した1号特定技能外国人に対して日本で生活するために各種支援を実施する義務があります。

特定技能外国人を受け入れた後も、受入れ機関の義務を確実に履行することが求められます。

1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

(1) 外国人と結ぶ雇用契約が適切であること

- 特定技能外国人の報酬の額や労働時間などが日本人と同等以上 etc...

(2) 受入れ機関自体が適切であること

- 法令等を遵守し「禁錮以上の刑に処せられた者」などの欠格事由に該当しないこと
- 保証金の徴収や違約金契約を締結していないこと etc...

(3) 外国人を支援する体制があること

(4) 外国人を支援する計画が適切であること

2 受入れ機関の義務

- (1) 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行すること
- (2) 外国人への支援を適切に実施すること
- (3) 出入国在留管理庁及びハローワークへの各種届出

特定技能外国人の受入れ後は、受入れ状況等について、地方出入国在留管理局及びハローワークに定期又は随時の届出を行う（12ページ）。

3 1号特定技能外国人支援計画の作成

1号特定技能外国人を受け入れる受入れ機関は、当該外国人が「特定技能1号」の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画（1号特定技能外国人支援計画）を作成し、当該計画に基づいて支援を行わなければなりません。

支援計画の主な記載事項

- 支援責任者の氏名及び役職等
- 登録支援機関（登録支援機関に委託する場合のみ）
- 下記の10項目

① 事前ガイダンス

- ✚ 雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



② 出入国する際の送迎

- ✚ 入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
- ✚ 帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③ 住居確保・生活に必要な契約支援

- ✚ 連帯保証人になる・社宅を提供する等
- ✚ 銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④ 生活オリエンテーション

- ✚ 円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤ 公的手続等への同行

- ✚ 必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行，書類作成の補助



⑥ 日本語学習の機会の提供

- ✚ 日本語教室等の入学案内，日本語学習教材の情報提供等



⑦ 相談・苦情への対応

- ✚ 職場や生活上の相談・苦情等について，外国人が十分に理解することができる言語での対応，内容に応じた必要な助言，指導等



⑧ 日本人との交流促進

- ✚ 自治会等の地域住民との交流の場，地域のお祭りなどの行事の案内や参加の補助等



⑨ 転職支援（人員整理等の場合）

- ✚ 受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや，推薦状の作成等に加え，求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩ 定期的な面談・行政機関への通報

- ✚ 支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的（3か月に1回以上）に面談し，労働基準法違反等があれば通報



4 分野別協議会について

特定技能外国人を受け入れる全ての受入れ機関は、特定産業分野ごとに分野所管省庁が設置する協議会の構成員になることが求められます。

協議会は、分野所管省庁，受入れ機関，業界団体その他関係省庁で構成され，各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう，制度や情報の周知，法令順守の啓発のほか，地域ごとの人手不足の状況を把握し，必要な対応を行います。

協議会への加入手続の詳細は，各分野所管省庁のホームページを御覧ください。

5 届出について

受入れ機関・登録支援機関は，出入国在留管理庁長官に対し，各種届出を随時又は定期に行わなければなりません。

受入れ機関が届出の不履行や虚偽の届出といった違反が発覚した場合，指導・罰則の対象となります。登録支援機関についても，指導や登録の取消しの対象となります。

(1) 受入れ機関の届出

○ 随時の届出

- ・ 特定技能雇用契約及び登録支援機関との支援委託契約に係る変更，終了，新たな契約の締結に関する届出
- ・ 支援計画の変更に係る届出
- ・ 特定技能外国人の受入れ困難時の届出
- ・ 出入国又は労働関係法令に関する不正行為等を知った時の届出
- ・ 外国人を雇い入れた時または離職した時に氏名や在留資格等の情報を届出（地方出入国在留管理局でなくハローワークに届け出ること）

○ 定期の届出

- ・ 特定技能外国人の受入れ状況や活動状況に関する届出
- ・ 支援計画の実施状況に関する届出

(2) 登録支援機関の届出

○ 随時の届出

- ・ 登録の申請事項の変更の届出
- ・ 支援業務の休廃止又は再開の届出

○ 定期の届出

- ・ 支援業務の実施状況等に関する届出



★トピック★

- ✓ 支援に要する費用は，受入れ機関等において負担します。
- ✓ 外国人であることを理由に，（福利厚生施設の利用など）待遇面において差別的な取扱いがあってはなりません。

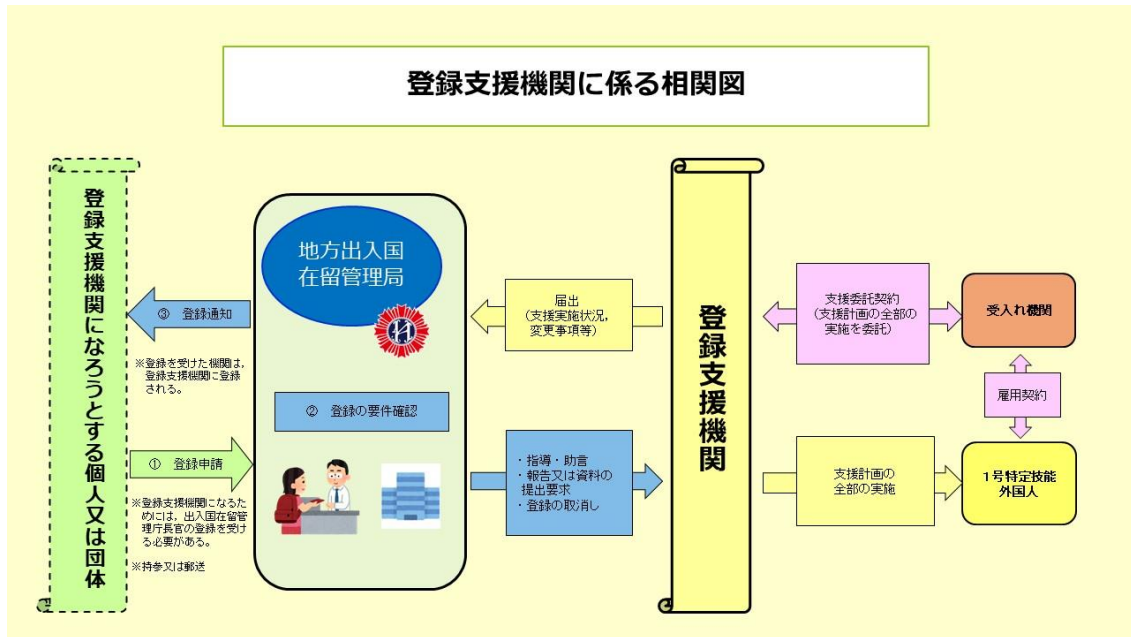
4 登録支援機関について

受入れ機関は，特定技能外国人への支援を実施しなければなりません，当該支援業務については，登録支援機関に支援計画の全部又は一部を委託することもできます。

登録支援機関に支援計画の全部の実施を委託した場合は，受入れ機関が満たすべき支援体制を満たしたものとみなされます。

登録支援機関は，委託を受けた支援業務の実施を更に委託することはできません。

登録支援機関になるためには，受入れ機関と業務委託のための契約を結び，出入国在留管理庁長官の登録を受ける必要があります。その他受入れ機関と同様に，登録を受けるための基準と義務があります。



1 登録を受けるための基準

(1) 機関自体が適切であること

- 法令等を遵守し「禁錮以上の刑に処せられた者」などの欠格事由に該当しないこと
- 法人のみならず、個人事業主であっても登録を受けることができます。

(2) 外国人を支援する体制があること

- 登録を受けるためには支援計画の全部を実施できる必要があり、支援の一部のみを行うものとして登録を受けることはできません。

2 登録支援機関の義務

- (1) 外国人への支援を適切に実施すること
- (2) 出入国在留管理庁への各種届出を行うこと

★トピック★



登録は5年間有効となっており、更新を受けなければ登録は効力を失います。

登録には申請手数料が必要です（新規登録2万8,400円、登録更新1万1,100円）。

登録を受けた機関は、登録支援機関登録簿に登録され、法務省ホームページに掲載されます。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanrio7_00205.html



5 各国の送出手続について



日本と在留資格「特定技能」に係る協力覚書（以下「特定技能MOC」といいます。）を作成した国によっては、それぞれの国の国内規定に基づき送出手続を定めている場合があります。

この章では、送出手続が判明している国について御案内します。

既に特定技能MOCを作成した国であっても、外国側の送出手続が未整備の国がありますが（注1）、これらの国については、今後その内容が判明次第、法務省ホームページ等にて御案内します。

なお、国によっては、送出手続を行ったことを証明する書類を発行しており、特定技能MOCにおいて、日本側が特定技能外国人を受け入れるに当たり、当該書類を確認することが規定されている場合があります。そのような国については、在留資格認定証明書交付申請及び在留資格変更許可申請（以下「在留諸申請」といいます。）において、当該書類を提出していただく必要があります（注2）ので、その点も併せて御確認ください。

（注1） 送出手続について確認中の国（令和2年7月時点）

スリランカ、ベトナム、バングラデシュ、ウズベキスタン、パキスタン

（注2） 外国側の送出手続が整備中の国の国籍の方であっても、入管法令に従って在留諸申請を行うことができます（上述の送出手続を行ったことを証明する書類を在留諸申請の際に提出する必要はありません。）。また、特定技能MOCを作成した国でなければ、特定技能外国人の受入れができないものではありません。



★トピック★

法務省のホームページに、各国における手続の詳細について掲載しています。



http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05_00021.html

送出手続早見表

- 直接採用活動を行うほか、受入れ機関は、駐日ネパール大使館に求人申込を提出することも可能（有料）
- 日本に入国する際、海外労働許可証を取得する。



NEPAL

- モンゴル労働・社会保障省労働福祉サービス庁への登録が必要
- 受入れ機関は同庁と双務契約を結ぶ（モンゴルから新たに受け入れる場合のみ）。

MONGOLIA

MYANMAR

- 認定送出国機関を通じて求人票の提出などの採用活動を行う（ミャンマーから新たに受け入れる場合のみ）。
- 特定技能外国人本人が、海外労働身分証明カードを取得する（ミャンマーから新たに受け入れる場合のみ）。
- 特定技能外国人本人が、在日ミャンマー大使館でパスポートの更新を行う（日本に在留する方のみ）。



MONGOLIA

CHINA

INDIA

MYANMAR (BURMA)

LAOS

THAILAND

CAMBODIA

NORTH KOREA

JAPAN

SEOUL

PHILIPPINES

INDONESIA

MALAYSIA

INDONESIA

CAMBODIA

- 認定送出国機関を通じて採用活動・登録証明書の取得を行う。



PHILIPPINES

- 在京タイ王国大使館労働担当官事務所に雇用契約書等を提出し、認証を受ける（認証印の押印を受ける）。



THAI



INDONESIA

- 求人・求職申込はインドネシア政府が管理する労働市場情報システムに登録して行う（推奨）。
- 同政府が管理する海外労働者管理サービスシステムに登録する（新たにインドネシアから受け入れる場合は査証申請前に行う）。

- 認定送出国機関を通じて採用活動を行う。
- 認定送出国機関との間で人材募集・雇用に関する募集取決めの締結が必要
- 受入れ機関は書類の提出や面接を駐日フィリピン大使館海外労働事務所又は在大阪フィリピン総領事館労働部門に対して行う。
- フィリピンを出国する際に海外雇用許可証の取得が必要





第 3 申請に必要な書類（記載例を含む）

1 概要

外国人の方が在留資格「特定技能」の許可を受けるため場合には、次のような書類が必要です。

- 申請書（外国人・受入れ機関がそれぞれ作成）
 - 技能水準、日本語能力水準に関する書類
 - 労働条件に関する書類
 - 労働保険・社会保険・税に関する書類（外国人・受入れ機関）
 - 特定技能（1号）の外国人の支援に関する書類
- など・・・

具体的には以下のホームページで案内しています。

在留資格認定証明書交付申請 （これから日本に入国する外国人の場合）	在留資格変更許可申請 （既に日本に在留している外国人の場合）
	

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanrio7_00202.html

2 申請書・参考様式・記載例

以下のホームページで案内（ダウンロード可能）しています。

※申請書・記載例等のほか、事業者等の関係者向けの運用要領などもあります。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanrio7_00201.html



【申請書記載例（在留資格変更許可申請の場合）】

所属機関等作成用 1 V (「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」) 在留資格変更用
For change of status

For organization, part 1 V ("Specified Skilled Worker (I)"/"Specified Skilled Worker (II)")

1 雇用している外国人の氏名 KOU OTUHEI 甲 乙 丙
Name of foreign national being offered employment

2 特定技能雇用契約 Employment contract for a specified skilled worker

(1) 雇用契約期間 20△△ 年 ○○ 月 ×× 日から 20×× 年 △△ 月 ○○ 日まで
Period of employment contract from Year Month Day to Year Month Day

(2) 従事すべき業務の内容(複数ある場合は全て記入)
Contents of work to be engaged in (if there are several types of work, fill in all of the work)

特定産業分野 産業機械製造業分野 業務区分 溶接
Specified industrial field Work category

職種 76
Occupation 主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ)
Select the main occupation from the Attachment: "Occupations List", and fill in the number (select only one)
 他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可)
If there is any other occupation, select from the Attachment: "Occupations List", and fill in the number (multiple selections allowed)

(3) 所定労働時間(週平均) 40 時間
Prescribed working hours (weekly average) hours
所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であること
Are the prescribed working hours equivalent to the prescribed working hours of regular workers? 有 無
Yes No

(4) 月額報酬 180,000 円 同等の業務に従事する日本人の月額報酬 180,000 円
Monthly remuneration Yen Monthly remuneration of Japanese national engaging in the same type of work Yen
報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であることの有無
Will the foreign national receive an equal or greater amount of remuneration than a Japanese national would receive for comparable work? 有 無
Yes No

(5) 報酬の支払方法 通貨払 口座振込み
Payment method of remuneration Paid in cash Paid into a bank account

(6) 外国人であることを理由として日本人と異なった待遇としている事項の有無
Are any matters stipulated related to treatment that differ from that given to a Japanese national due to the applicant being a foreign national?
有(内容:) 有 無
Yes (Details:) Yes No

(7) 外国人が一時帰国を希望した場合には、必要な有給休暇を取得させるものとしていることの有無
Will the foreign national be given the necessary paid holidays in the event of wanting to return temporarily to his/her home country? 有 無
Yes No

(8) 雇用関係につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入)
Are the criteria, which are stipulated in a public notice in consideration of circumstances specific to the specified industrial field in terms of the employment relations, being met? (Fill in this section if such criteria are stipulated.) 有 無
Yes No

(9) 外国人が特定技能雇用契約終了後の帰国に要する旅費を負担することができないときは、当該旅費を負担するとともに、出国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていることの有無
If a foreign national cannot afford the travel expenses for return to his/her home country after the end of the employment contract for specified skilled workers, will the organization take necessary measures to ensure smooth departure? 有 無
Yes No

(10) 外国人の健康の状況 直接雇用の場合は「なし」と記載する。 派遣先が健康と生活環境を講ずることとしていることの有無
Is the organization of affiliation taking necessary measures to ensure the foreign national's health and other living conditions? 有 無
Yes No

(11) 外国人の適正な在留の可否(当該基準が適用される場合は、農業又は漁業の2分野のみ) なお、派遣形態が認められている場合は、農業又は漁業の2分野のみ。 当該基準に適合していることの有無
Are the criteria, which are stipulated in a public notice in consideration of circumstances specific to the specified industrial field in terms of the employment relations, being met? (Fill in this section if such criteria are stipulated.) 有 無
Yes No

(12) 派遣先(労働者派遣の対象とする場合に記入)
Dispatch site (Fill in this section if the foreign national may be sent out for worker dispatch)

氏名又は名称 なし 法人番号(13桁)
Name of person or organization Corporation no. (combination of 13 numbers and letters)

住所(所在地) 電話番号
Address Telephone No.

代表者の氏名 職業紹介事業者の仲介がない場合は「なし」と記載する。
Name of the representative

派遣期間 年 月 日 国税庁が指定した13桁の法人番号を記載する。
Period of dispatch from Year Month Day

(13) 職業紹介事業者(特定技能雇用契約の成立をあっせんする職業紹介事業者がある場合に記入)
Employment placement service provider (fill in this section if there is an employment placement service provider that arranges the conclusion of employment contracts for specified skilled workers)

氏名又は名称 なし 法人番号(13桁)
Name of person or organization Corporation no. (combination of 13 numbers and letters)

住所(所在地) 電話番号
Address Telephone No.

許可・届出番号 受理年月日 年 月 日
Permission / notification no. Date of receipt Year Month Day

所属機関等作成用 2 V (「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)
For organization, part 2 V ("Specified Skilled Worker (i)"・"Specified Skilled Worker (ii)")

在留資格変更用
For change of status

(1) 取次機関 (職業紹介事業者があつせんを行うに際し、情報の取次ぎを行う者がある場合に記入)
Intermediary organization (fill in this section if there is a person who mediates information at the time of an employment placement, or a service provider acting as an agent)

氏名又は名称
Name of person or organization なし

住所(所在地)
Address _____ 電話番号
Telephone No. _____

3 特定技能所属機関 Organization of affiliation of the specified skilled worker

(1) 氏名又は名称
Name of person or organization 株式会社 ○○工業 (2) 法人番号(13桁)
Corporation no. (combination of 13 numbers and letters) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

(3) 業種 Business type

○主たる業種を以下から選択して番号を記入(1つのみ) ④

○他に業種があれば以下から選択して番号を記入(複数選択可)
If there are another other business types, select from below and write the corresponding number (multiple answers possible)

製造業 Manufacturing

①食料品 Food products

②繊維工業 Textile industry

③プラスチック製品 Plastic products

④金属製品 Metal products

⑤生産用機械器具 Industrial machinery and equipment

⑥電気機械器具 Electrical machinery and equipment

⑦輸送用機械器具 Transportation machinery and equipment

⑧その他() Others

卸売業 Wholesale

⑨各種商品(総合商社等) Various products (general trading company, etc.)

⑩繊維・衣服等 Textile, clothing, etc.

⑪飲食料品 Food and beverages

⑫建築材料、鉱物・金属材料等 Building materials, mineral and metal materials etc.

⑬機械器具 Machinery and equipment

⑭その他() Others

小売業 Retail

⑮各種商品 Various products

⑯織物・衣服・身の回り品 Fabric, clothing, personal belongings

⑰飲食料品(コンビニエンスストア等) Food and beverages (convenience store, etc.)

⑱機械器具小売業 Machinery and equipment retailing

⑲その他() Others

学術研究、専門・技術サービス業 Academic research, specialized / technical services

⑳学術・開発研究機関 Academic research, specialized / technical service industry

㉑専門サービス業(他に分類されないもの) Specialized service industry (not categorized elsewhere)

㉒広告業 Advertising industry

㉓技術サービス業(他に分類されないもの) Technical service industry (not categorized elsewhere)

医療・福祉業 Medical / welfare services

㉔医療業 Medical industry

㉕保健衛生 Health and hygiene

㉖社会保険・社会福祉・介護事業 Social insurance / social welfare / nursing care

㉗農林業 Agriculture

㉘漁業 Fishery

㉙鉱業、採石業、砂利採取業 Mining, quarrying, gravel extraction

㉚建設業 Construction

㉛電気・ガス・熱供給・水道業 Electricity, gas, heat supply, water supply

㉜情報通信業 Information and communication industry

㉝運輸・信書便事業 Transportation and correspondence

㉞金融・保険業 Finance / insurance

㉟不動産・物品賃貸業 Real estate / rental goods

㊱宿泊業 Accommodation

㊲飲食サービス業 Food and beverage service industry

㊳生活関連サービス(理容・美容等)・娯楽業 Lifestyle-related services (barber / beauty, etc.) / entertainment industry

㊴学校教育 School education

㊵その他の教育、学習支援業 Other education, learning support industry

㊶職業紹介・労働者派遣業 Employment placement / worker dispatch industry

㊷複合サービス事業(郵便局、農林水産業協同組合、事業協同組合(他に分類されないもの)) Combined services (post office, agriculture, forestry and fisheries cooperative association, business cooperative (not categorized elsewhere))

㊸その他の事業サービス業(速記・ワープロ入力・複写業、建物サービス業、警備業等) Other business services (shorthand / word processing / copying, building services, security business, etc.)

㊹その他のサービス業() Other service industries

㊺宗教 Religion

㊻公務(他に分類されないもの) Public service (not categorized elsewhere)

㊼分類不能の産業() Unclassifiable industry

(4) 住所(所在地)
Address △△県○○市××1-1-1 電話番号
Telephone No. △△-×××-○○○

(5) 資本金
Capital ○○○万 Yen (6) 年間売上金額(直近年度)
Annual sales (latest year) △△△万 Yen

(7) 常勤職員数
Number of full-time employees ×× 名

(8) 代表者の氏名
Name of the representative 入管 太郎

(9) 勤務させる事業所名
Name of place of business where foreign national is to work 株式会社 ○○工業 △△工場 所在地
Address ○○県△△市××2-2-2

健康保険及び厚生年金保険の適用事業所であることの有無
Does the place of business apply health insurance and employees pension insurance? 有 無

労災保険及び雇用保険の適用事業所であることの有無
Does the place of business apply industrial accident insurance and employment insurance? 有 無

労働保険番号
Labor insurance number 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

(10) 労働、社会保険及び租税に関する法令の規定に違反したことの有無
Has the organization ever been in violation of the provisions of laws and regulations concerning labor, social insurance or tax? 有 無

(11) 特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又は締結の日以後に、外国人が従事する業務と同種の業務に従事していた労働者を非自発的に離職させたことの有無
Has a worker who engaged in work of the same type as that which the foreign national is to engage in ever been forced to leave within one year prior to the date of the foreign national entering into the employment contract for specified skilled workers or after the date of the foreign national entering into such contract? 有 無

海外の送出機関を含む。該当がない場合は、「なし」と記載する。

国税庁が指定した13桁の法人番号を記載する。

労働保険番号が複数ある場合は、別紙に事業所名、所在地及び労働保険番号を記載願います。

所属機関等作成用 3 V (「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」) For organization part 3 V ("Specified Skilled Worker (1)"・"Specified Skilled Worker (2)")	在留資格変更用 For change of status
(12) 特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又は締結の日以後に、特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させたことの有無 Has the organization ever causes a foreign national to disappear due to a cause attributable to the fault of the organization of affiliation of the specified skilled worker within one year prior to the date of the foreign national entering into the employment contract for specified skilled workers or after the date of the foreign national entering into such contract? 有 (内容:) Yes (Details:)	無 / No
(13) 特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が法令に違反して刑に処せられたことの有無 Has the organization of affiliation of the specified skilled worker or its officer, support manager or support staff ever been sentenced to a criminal punishment due to a violation of laws and regulations? 有 (内容: 該当者名:) Yes (Details/Name of applicable person:)	無 / No
(14) 特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が特定技能雇用契約の適正な履行に影響する精神の機能の障害を有することの有無 Does the organization of affiliation of the specified skilled worker, its officer, support manager or support staff have a mental disability which will have an impact on proper performance of the employment contract for specified skilled workers? 有 (内容: 該当者名:) Yes (Details/Name of applicable person:)	無 / No
(15) 特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ないことの有無 Has the organization of affiliation of the specified skilled worker, its officer, support manager or support staff become subject to the commencement of bankruptcy procedures and yet to have its rights restored? 有 (内容: 該当者名:) Yes (Details/Name of applicable person:)	無 / No
(16) 特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消されたことの有無 Has the organization of affiliation of the specified skilled worker, its officer, support manager or support staff ever had its accreditation of the training revoked as provided for in Article 16, paragraph (1) of the Technical Intern Training Act? 有 (内容: 該当者名:) Yes (Details/Name of applicable person:)	無 / No
(17) 特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消された法人の役員であったことの有無 Has the organization of affiliation of the specified skilled worker, its officer, support manager or support staff ever been an officer of a corporation that has had its accreditation of training revoked as provided for in Article 16, paragraph (1) of the Technical Intern Training Act? 有 (内容: 該当者名:) Yes (Details/Name of applicable person:)	無 / No
(18) 特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が特定技能雇用契約の締結の日前5年以内又は締結の日以後に、出入国又は労働に関する法令に不正又は著しく不当な行為をしたことの有無 Has the organization of affiliation of the specified skilled worker, its officer, support manager or support staff ever committed a wrongful or seriously unjust act in relation to immigration or labor-related laws or regulations within five years of the date of entering into the employment contract for specified skilled workers or after the date of entering into such contract? 有 (内容: 該当者名:) Yes (Details/Name of applicable person:)	無 / No
(19) 特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が暴力団員であること又は5年以内に暴力団員であったことの有無 Is the organization of affiliation of the specified skilled worker, its officer, support manager or support staff currently an organized crime member or was it formerly an organized crime member within the past five years? 有 (内容: 該当者名:) Yes (Details/Name of applicable person:)	無 / No
(20) 特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者の法定代理人(法人である場合はその役員)が(13)から(19)に該当することの有無(特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が営業に関し成年者と同様の行為能力を有しない未成年者である場合に記入) Does the statutory agent (its officer in the case of a corporation) of the organization of affiliation of the specified skilled worker, its officer, support manager or support staff fall under any of (13) to (19)? (Fill in this section if the organization of affiliation of the specified skilled worker, its officer, support manager or support staff is a minor who does not have the same capacity to act as a person who has reached the age of majority in relation to business.) 有 (内容: 該当者名:) Yes (Details/Name of applicable person:)	無 / No
(21) 暴力団員又は5年以内に暴力団員であった者がその事業活動を支配する者であることの有無 Is an organized crime member or a person who was formerly an organized crime member within the past five years controlling the business activities of the organization of affiliation of specified skilled workers? 有 (内容:) Yes (Details:)	無 / No
(22) 外国人の活動内容に関する文書を作成し、活動をさせる事務所にて特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしていることの有無 Is the organization taking measures to prepare documents on the contents of the activities of the foreign national, and to keep them at the place of business where the foreign national is engaging in the activities for at least one year from the date of termination of the contract? 有 (内容:) Yes (Details:)	無 / No
(23) 特定技能雇用契約に係る保証金の徴収その他財産管理又は違約金等の支払契約があることを認識して特定技能雇用契約を締結していることの有無 Has the organization entered into an employment contract for specified skilled workers knowing about the existence of an agreement to collect a deposit or to control property or to demand payment of penalties pertaining to the employment contract for specified skilled workers? 有 (内容:) Yes (Details:)	無 / No
(24) 特定技能雇用契約の不履行について違約金等の支払契約を締結していることの有無 Has the organization entered into an agreement on the payment of penalties, etc. with regard to non-performance of the employment contract for specified skilled workers? 有 (内容:) Yes (Details:)	無 / No
(25) 1号特定技能外国人支援に要する費用について(申請書第1号)での在留を希望する場合に記入) Has the organization established practical measures to ensure the payment of the costs required for support for specified skilled workers (1)? (Fill in this section if the applicant is a "Specified Skilled Worker (1)".) 有 (内容:) Yes (Details:)	無 / No
(以下(26)、(27)は外国人を労働者派遣の対象とする場合に記入) (Fill in sections (26) and (27) if the foreign national is likely to be sent as a dispatch worker)	
(26) 次のいずれかに該当することの有無 (If "Yes", choose the corresponding item) 有 (内容:) Yes (Details:)	無 / No
<input type="checkbox"/> ① 派遣先において従事する業務の属する特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っていること A dispatch site conducting work pertaining to a specified industrial field to which the work the foreign national is to engage in at the dispatch site belongs or related work (内容:) Details:)	無 / No
<input type="checkbox"/> ② 地方公共団体又は①に該当する者が資本金の過半数を出資していること A local government or a person who falls under ① who has invested a majority of the stated capital (内容:) Details:)	無 / No
<input type="checkbox"/> ③ 地方公共団体又は①に該当する者が業務執行に実質的に関与していること A local government or a person who falls under ① who is substantially involved in execution of the business (内容:) Details:)	無 / No
<input type="checkbox"/> ④ 派遣先において従事する業務の属する分野が農業である場合であって国家戦略特別区域法第16条の5第1項に規定する特定機関であること The field of work the foreign national is to engage in at the dispatch site is agriculture, and the organization is the specified organization prescribed in Article 16-5, paragraph (1) of the National Strategy Special Zone Act.	無 / No
(27) 労働者派遣をすることとしている派遣先が(10)から(21)に該当していることの有無 Will the organization be sending dispatch workers to a dispatch site that comes under (10) to (21) above? 有 (内容:) Yes (Details:)	無 / No
(28) 労災保険加入等の措置の有無 Have measures been taken for coverage of industrial accident insurance, etc.? 有 (内容:) Yes (Details:)	無 / No

派遣形態で受け入れる場合に記載する。
なお、派遣形態が認められているのは、農業又は漁業の2分野のみ。

【申請書記載例（在留資格認定証明書交付申請の場合）】

所属機関等作成用 1 V (「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)
For organization, part 1 V ("Specified Skilled Worker (i)"・"Specified Skilled Worker (ii)")

在留資格認定証明書用
For certificate of eligibility

1 雇用する外国人の氏名 Name of foreign national being offered a contract	KOU OTUHEI 甲 乙 丙		
2 特定技能雇用契約 Employment contract for a specified skilled worker			
(1)雇用契約期間 Period of employment contract from	20△△年	○月	××日から
	20××年	△△月	○日まで
(2)従事すべき業務の内容(複数ある場合は全て記入) Contents of work to be engaged in (if there are several types of work, fill in all of the work)			
特定産業分野 Specified industrial field	産業機械製造業分野		業務区分 Work category
			溶接
職種 Occupation	○主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) Select the main occupation from the Attachment: "Occupations List", and fill in the number (select only one) 76		
	○他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) If there is any other occupation, select from the Attachment: "Occupations List", and fill in the number (multiple selection allowed)		
(3)所定労働時間(週平均) Prescribed working hours (weekly average)	40	時間 hours	同等の業務に従事する日本人がいない場合、記載不要。
所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であることの有無 Are the prescribed working hours equivalent to the prescribed working hours of regular workers?			有・無 Yes/No
(4)月額報酬 Monthly remuneration	180,000	円 Yen	同等の業務に従事する日本人の月額報酬 Monthly remuneration of Japanese national engaging in the same type of work
	180,000	円 Yen	
報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であることの有無 Will the foreign national receive an equal or greater amount of remuneration than a Japanese national would receive for comparable work?			有・無 Yes/No
(5)報酬の支払方法 Payment method of remuneration	<input type="checkbox"/> 通貨払 Paid in cash <input checked="" type="checkbox"/> 口座振込み Paid into a bank account		
(6)外国人であることを理由として日本人と異なった待遇としている事項の有無 Are any matters stipulated related to treatment that differ from that given to a Japanese national due to the applicant being a foreign national?	有(内容: Yes (Details:))		有・無 Yes/No
(7)外国人が一時帰国を希望した場合には、必要な有給休暇を取得させるものとしていることの有無 Will the foreign national be given the necessary paid holidays in the event of wanting to return temporarily to his/her home country?			有・無 Yes/No
(8)雇用関係につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) Are the criteria, which are stipulated in a public notice in consideration of circumstances specific to the specified industrial field in terms of the employment relations, being met? (Fill in this section if such criteria are stipulated.)			有・無 Yes/No
(9)外国人が特定技能雇用契約終了後の帰国に要する旅費を負担することができないときは、当該旅費を負担するとともに、出国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていることの有無 If a foreign national cannot afford the travel expenses for return to his/her home country after the end of the employment contract for specified skilled workers, will the organization take necessary measures to ensure smooth departure?			有・無 Yes/No
(10)外国人の健康の状況その他、外国人の健康及び他の生活環境を講ずることとしていることの有無 Is the organization taking necessary measures to ensure the foreign national's health and other living conditions?			有・無 Yes/No
(11)外国人の適正在留に資する事項に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無(当該基準が定められている場合に記入) Are the criteria, which are stipulated in a public notice in consideration of circumstances specific to the specified industrial field in terms of the employment relations, being met? (Fill in this section if such criteria are stipulated.)	直接雇用の場合は「なし」と記載する。 なお、派遣形態が認められている場合は、農業又は漁業の2分野のみ。		有・無 Yes/No
(12)派遣先(労働者派遣の対象とする場合に記入) Dispatch site (Fill in this section if the foreign national may be sent out for worker dispatch)	氏名又は名称 Name of person or organization		
	なし		法人番号(13桁) Corporation no. (combination of 13 numbers and letters)
			電話番号 Telephone No.
	代表者の氏名 Name of the representative		
	派遣期間 Period of dispatch from		年 月 Year Month
	職業紹介事業者の仲介がない場合は「なし」と記載する。		国税庁が指定した13桁の法人番号を記載する。
(13)職業紹介事業者(特定技能雇用契約の成立をあっせんする職業紹介事業者がある場合に記入) Employment placement service provider (fill in this section if there is an employment placement service provider that arranges the conclusion of employment contracts for specified skilled workers)	氏名又は名称 Name of person or organization		
	なし		法人番号(13桁) Corporation no. (combination of 13 numbers and letters)
			電話番号 Telephone No.
	許可・届出番号 Permission / notification no.	受理年月日 Date of receipt	年 月 日 Year Month Day

所属機関等作成用 3 V (「特定技能(1号)」・「特定技能(2号)」)
For organization, part 3 V ("Specified Skilled Worker (i)"・"Specified Skilled Worker (ii)")

在留資格認定証明書用
For certificate of eligibility

(12) 特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又は締結の日以後に、特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させたことの有無
Has the organization ever caused a foreign national to disappear due to a cause attributable to the fault of the organization of affiliation of the specified skilled worker within one year prior to the date of the foreign national entering into the employment contract for specified skilled workers or after the date of the foreign national entering into such contract?
有(内容:)) 無
Yes (Details:)) No

(13) 特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が法令に違反して刑に処せられたことの有無
Has the organization of affiliation of the specified skilled worker or its officer, support manager or support staff ever been sentenced to a criminal punishment due to a violation of laws and regulations?
有(内容・該当者名:)) 無
Yes (Details/Name of applicable person:)) No

(14) 特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が特定技能雇用契約の適正な履行に影響する精神の機能障害を有することの有無
Does the organization of affiliation of the specified skilled worker, its officer, support manager or support staff have a mental disability which will have an impact on proper performance of the employment contract for specified skilled workers?
有(内容・該当者名:)) 無
Yes (Details/Name of applicable person:)) No

(15) 特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ないことの有無
Has the organization of affiliation of the specified skilled worker, its officer, support manager or support staff become subject to the commencement of bankruptcy procedures and yet to have its rights restored?
有(内容・該当者名:)) 無
Yes (Details/Name of applicable person:)) No

(16) 特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消されたことの有無
Has the organization of affiliation of the specified skilled worker, its officer, support manager or support staff ever had its accreditation of the training revoked as provided for in Article 16, paragraph (1) of the Technical Intern Training Act?
有(内容・該当者名:)) 無
Yes (Details/Name of applicable person:)) No

(17) 特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消された法人の役員であったことの有無
Has the organization of affiliation of the specified skilled worker, its officer, support manager or support staff ever been an officer of a corporation that has had its accreditation of training revoked as provided for in Article 16, paragraph (1) of the Technical Intern Training Act?
有(内容・該当者名:)) 無
Yes (Details/Name of applicable person:)) No

(18) 特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が特定技能雇用契約の締結の日前5年以内又は締結の日以後に、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことの有無
Has the organization of affiliation of the specified skilled worker, its officer, support manager or support staff ever committed a wrongful or seriously unjust act in relation to immigration or labor-related laws or regulations within five years of the date of entering into the employment contract for specified skilled workers or after the date of entering into such contract?
有(内容・該当者名:)) 無
Yes (Details/Name of applicable person:)) No

(19) 特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が暴力団員であること又は5年以内に暴力団員であったことの有無
Is the organization of affiliation of the specified skilled worker, its officer, support manager or support staff currently an organized crime member or was it formerly an organized crime member within the past five years?
有(内容・該当者名:)) 無
Yes (Details/Name of applicable person:)) No

(20) 特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者の法定代理人(法人である場合はその役員)が(13)から(19)に該当することの有無(特定技能所属機関・その役員・支援責任者・支援担当者が営業に同じ成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合に記入)
Does the statutory agent (its officer in the case of a corporation) of the organization of affiliation of the specified skilled worker, its officer, support manager or support staff fall under any of (13) to (19)? (Fill in this section if the organization of affiliation of the specified skilled worker, its officer, support manager or support staff is a minor who does not have the same capacity to act as a person who has reached the age of majority in relation to business.)
有(内容・該当者名:)) 無
Yes (Details/Name of applicable person:)) No

(21) 暴力団員又は5年以内に暴力団員であった者がその事業活動を支配する者であることの有無
Is an organized crime member or a person who was formerly an organized crime member within the past five years controlling the business activities of the organization of affiliation of specified skilled workers?
有(内容:)) 無
Yes (Details:)) No

(22) 外国人の活動内容に関する文書を作成し、活動をさせる事務所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くことしていることの有無
Is the organization taking measures to prepare documents on the contents of the activities of the foreign national, and to keep them at the place of business where the foreign national is engaging in the activities for at least one year from the date of termination of the contract?
有(内容:)) 有/無
Yes (Details:)) Yes/No

(23) 特定技能雇用契約に係る保証金の徴収その他財産管理又は違約金等の支払契約があることを認識して特定技能雇用契約を締結していることの有無
Has the organization entered into an employment contract for specified skilled workers knowing about the existence of an agreement to collect a deposit or to control property or to demand payment of penalties pertaining to the employment contract for specified skilled workers?
有(内容:)) 無
Yes (Details:)) No

(24) 特定技能雇用契約の不履行について違約金等の支払契約を締結していることの有無
Has the organization entered into an agreement on the payment of penalties for specified skilled workers?
有(内容:)) 無
Yes (Details:)) No

(25) 1号特定技能外国人支援に要する費用について(申請人が「特定技能1号」での入国を希望する場合に記入)
Has the organization established practical measures to ensure the payment of the costs required for support for specified skilled workers (i)? (Fill in this section if the applicant wishes to apply for support under the status of residence of "Specified Skilled Worker (i)".)
有(内容:)) 有/無
Yes (Details:)) Yes/No

(以下(26)、(27)は外国人を労働者派遣の対象とする場合に記入) (Fill in sections (26) and (27) if the foreign national is likely to be sent as a dispatch worker.)

(26) 次のいずれかに該当することの有無
Whether it falls under any of the following cases:
(有の場合は該当するものを選択) (If "Yes", choose the corresponding item)

① 派遣先において従事する業務の属する特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っていること
A dispatch site conducting work pertaining to a specified industrial field to which the work the foreign national is to engage in at the dispatch site belongs or related work
(内容:))
(Details:))

② 地方公共団体又は①に該当する者が資本金の過半数を出資していること
A local government or a person who falls under ① who has invested a majority of the stated capital
(内容:))
(Details:))

③ 地方公共団体又は①に該当する者が業務執行に実質的に関与していること
A local government or a person who falls under ① who is substantially involved in execution of the business
(内容:))
(Details:))

④ 派遣先において従事する業務の属する分野が農業である場合であって国家戦略特別区域法第16条の5第1項に規定する特定機関であること
The field of work the foreign national is to engage in at the dispatch site is agriculture, and the organization is the specified organization prescribed in Article 16-5, paragraph (1) of the National Strategy Special Zone Act.

(27) 労働者派遣をすることとしている派遣先が(10)から(21)に該当していることの有無
Will the organization be sending dispatch workers to a dispatch site that comes under (10) to (21) above?
有(内容:)) 無
Yes (Details:)) /No

(28) 労災保険加入等の措置の有無
Have measures been taken for coverage of industrial accident insurance, etc.?
有(内容:)) 無
Yes (Details:)) /No

派遣形態で受け入れる場合に記載する。
なお、派遣形態が認められているのは、農業又は漁業の2分野のみ。

第4 よくある質問

特定技能全般

Q 1 特定技能制度と技能実習制度の違いは何ですか。

【A】 特定技能制度は、深刻な人手不足に対応するため、特定の産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材を受け入れるものです。

他方、技能実習制度は、人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識の移転を図り、国際協力を推進することを目的とする制度です。

このように、両制度は、趣旨が異なる制度です。

Q 2 技能実習終了後に特定技能での在留を希望する場合、外国人は一度帰国しなければならないのですか。

【A】 帰国することなく、日本で在留資格変更の手続きができます。

Q 3 現在、技能実習の在留資格を持っている人は、日本国内の特定技能の技能試験（現在実習している業種と違う業種の技能試験）を受験することができますか。

【A】 令和2年4月1日以降は、在留資格を有している方であれば、特定技能制度における技能試験を受験することは可能です（特定技能の在留資格に関し、法務大臣が告示で定める退去強制令書の円滑な執行に協力する外国政府等以外の国（法務省ホームページにより確認できます。令和2年7月1日現在、イラン）の方については対象外）。

また、当該試験に合格した場合であれば、特定技能制度で求められている技能水準を満たしていることを証明する書類として、在留諸申請時に、当該試験に合格した書類を提出することが可能となります。

なお、在留資格変更許可申請の申請時期は特段定めがありませんので、在留期限内であれば、いつでも可能となります。

Q 4 技能実習2号・3号から特定技能に変更する場合の条件はどのようなものですか。

【A】 外国人が技能実習2号を良好に修了していることが条件となります（技能実習時の職種と関連している分野の場合は技能試験及び日本語試験を免除）。良好に修了しているとは、技能実習を2年10月以上修了し、かつ①技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験に合格している、②技能実習生に関する評価調書がある、のいずれかです。

※評価調書については提出を省略できる場合があります。

※技能実習（2号・3号）活動中の者が実習計画を中断して、特定技能の在留資格へ変更を行うことは認められません。

Q 5 技能試験と日本語試験の日程はどこで分かりますか。

【A】 分野所管省庁のホームページに試験情報を掲載しております（6～7ページを参照ください。）。

Q 6 特定産業分野に該当する事業者であることを、どのように確認すればよいですか。

【A】 特定技能外国人の受入れに関する運用要領の特定の分野に係る要領別冊を御確認いただくほか、詳細については、分野所管省庁の窓口に御相談ください。

なお、運用要領別冊については、下記ホームページを参照ください。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00201.html



Q 7 特定技能外国人を雇用したいと考えていますが、どのように求人すればよいですか。

【A】 民間職業紹介機関等で求人募集するほか、分野によっては、独自の求人案内を行っている分野もあります（10ページを参照ください）。

Q 8 会社に同じ業務に従事する日本人がいないのですが、同等報酬要件はどのようにして証明すればよいですか。

【A】 受入れ機関に賃金規定がある場合には、賃金規定に基づいて判断することになります。賃金規定がない場合であって、特定技能外国人と同等の業務に従事する日本人労働者がいるときは、当該日本人労働者と比較

して報酬の同等性を判断することになります。賃金規定がない場合であって、同等の業務に従事する日本人労働者はいないものの、特定技能外国人が従事する業務と近い業務等を担う業務に従事する日本人労働者がいるときは、当該日本人労働者の役職や責任の程度を踏まえた上で特定技能外国人との報酬差が合理的に説明可能か、年齢及び経験年数を比較しても報酬額が妥当かなどを検討して判断することとなります。賃金規定がなく、比較対象の日本人もいない場合には、雇用契約書記載の報酬額と、当庁が保有する近隣同業他社における同等業務に従事する同等程度の経験を有する特定技能外国人の報酬額を比較することとしています。

なお、1号特定技能外国人は、技能実習2号を修了した外国人と同程度の技能水準であることから、少なくとも技能実習2号の給与水準を上回ることが想定されます。

Q 9 派遣の雇用形態が認められるのはどの特定産業分野ですか。

【A】 令和2年7月1日現在、派遣の雇用形態が認められるのは、農業分野と漁業分野の2分野です。

Q 10 人材派遣会社は受入れ機関になることができますか。

【A】 人材派遣会社が派遣元として受入れ機関になるためには、特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っている場合などの要件を満たさなければなりません。

Q 11 在留資格変更許可申請や在留資格認定証明書交付申請は郵送で送付できますか。

【A】 郵送での申請は受け付けておりません。持参又はオンラインにより申請を受け付けております。

オンライン申請については、事前に利用申出の承認を受けることが必要です。詳細については、下記ホームページを参照ください。

<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/onlineshinsei.html>



Q 12 企業ごとの受入れ人数に上限はありますか。

【A】 介護及び建設分野を除いて、企業ごとの受入れ数の上限はありません。

Q 1 3 元技能実習生を特定技能外国人として雇用したいのですが、実習先が倒産していて、評価調書が提出できません。どうすればよいですか。

【A】 提出できない理由書のほか、当時の実習状況を知りうる立場の方が作成した実習状況を説明する文書などを提出いただいた上で、当庁で評価することも可能です。地方出入国在留管理局へ御相談ください。

Q 1 4 「特定技能1号」の通算在留期間はいつの時点から計算されますか。本国へ一時帰国中も通算期間に含まれるのですか。

【A】 通算在留期間は「特定技能1号」の在留期間で計算されるため、上陸許可や変更許可を受けた日から計算されます。そのため、「特定技能1号」の在留資格を有している限り再入国出国中も通算在留期間に含まれます。

Q 1 5 在留資格「特定技能」の申請は、どのくらいで結果が出ますか。

【A】 標準処理期間は、在留資格認定証明書交付申請は1か月から3か月、在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請は2週間から1か月となっています。

Q 1 6 受入れに関する相談はどこで受け付けていますか。

【A】 相談は、最寄りの地方出入国在留管理局において受け付けています。

二国間取決め関係

Q 1 7 二国間取決めを作成した国から特定技能外国人を受け入れる場合に、日本の出入国在留管理官署での手続とは別に当該国における手続が必要ですか。また、これらの手続が終了しなければ、日本の在留資格認定証明書交付申請及び在留資格変更許可申請（以下「在留諸申請」といいます。）の許可を受けることができないのですか。

【A】 二国間取決めを作成した国によっては、同国の国内規定に基づき送出手続を定めており、当該手続を行ったことを証明する書類を発行している場合があります。

二国間取決めにおいて、日本側が特定技能外国人を受け入れるに当たり、上記の書類を確認することが規定されている国については、在留諸

申請において当該書類を提出していただいた上で、入管法令上の要件を満たしているかなどを総合的に判断することになります。

また、二国間取決めにおいて、日本側が上記の書類を確認することが規定されていない国については、在留諸申請において当該書類を提出する必要はなく、単に入管法令上の要件を満たしているかなどを総合的に判断することになります。

しかしながら、日本の在留諸申請の許可を受けても、送出国が定める送出手続を経ていないことにより、送出国を出国するための許可が取得できないなどの場合もあり得ることから、在留諸申請を行う前に送出国において一定の送出手続を取ることが定められている場合は、事前に当該書類を確認しておくことが望まれます。

なお、送出手続が整備中の国の国籍の方であっても、入管法令に従って在留諸申請を行うことができます（送出手続を行ったことを証明する書類を在留諸申請の際に提出する必要はありません。）。

各国の送出手続については、15 ページから 16 ページを参照ください。

Q 1 8 二国間取決めを作成しない国からは特定技能外国人を受け入れないのですか。

【A】 特定技能制度では、二国間取決めを作成した国の国籍であることを受入れの要件としていないことから、これを作成していない国の外国人であっても受け入れることはできます。

届出関係

Q 1 9 特定技能外国人は、どのような届出をどのような方法で行う必要がありますか。

【A】 入管法において義務付けられている届出には、住居地を定めたとき及び変更したときの届出、在留カードの住居地以外の記載事項に変更が生じたときの届出、受入れ機関の名称・所在地変更、消滅の届出、受入れ機関との契約終了・新たな契約の締結に係る届出があります。

なお、特定技能外国人の方が転職する場合には、在留資格変更許可申請を行う必要がありますので御注意ください。

(届出の方法について)

住居地に係る届出は市区町村の窓口で在留カードを提出して行い、在留カードの記載事項に係る届出は地方出入国在留管理官署の窓口で届出書を提出して行い、受入れ機関に関する届出は地方出入国在留管理官署の窓口で届出書を提出、郵送又は出入国在留管理庁電子届出システムを利用し、インターネットを介して行う必要があります。

また、いずれの届出も事由が生じた日から14日以内に行う必要があります。

Q20 受入れ機関及び登録支援機関は、どのような届出をどのような方法で行う必要がありますか。

【A】 受入れ機関となった場合には、①特定技能雇用契約を変更、終了、新たに締結した場合の届出、②1号特定技能外国人支援計画を変更した場合の届出、③支援の委託契約を締結、変更、終了した場合の届出、④受入れが困難となった場合の届出、⑤出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行った場合の届出、⑥特定技能外国人の受入れに係る届出、⑦支援の実施状況に係る届出、⑧特定技能外国人の活動状況に係る届出があるところ、①ないし⑤の届出については届出事由が発生した場合には随時、⑥ないし⑧については4半期に1度の定期に、郵送又は持参により、管轄する地方出入国在留管理局又は支局に届け出る必要があります。登録支援機関となった場合には、①登録事項に変更が生じた場合の届出、②支援業務の休廃止又は再開に係る届出、③支援の実施状況に係る届出があるところ、①及び②の届出については届出事由が発生した場合には随時、③については4半期に1度の定期に、郵送又は持参により、管轄する地方出入国在留管理局又は支局に届け出る必要があります。

Q21 特定技能外国人が各種届出を怠った場合、どのような措置がとられますか。受入れ機関や登録支援機関にも何らかの措置がとられますか。

【A】 特定技能外国人に各種届出義務を履行していない状況が認められた場合には、届出を行うよう指導することとなりますが、住居地に関する届出を怠った場合は、罰則の対象となるとともに、住居地に係る届出事由が生じた日から90日以内に届出を行わなかった場合は、在留資格取消

しとなる可能性があります。在留カードの住居地以外の記載事項変更に係る届出及び受入れ機関に関する届出を怠った場合は、罰則の対象となります。受入れ機関自身が必要な届出を怠った場合は、欠格事由（不正行為）に該当するほか、罰則の対象となります。また、登録支援機関自身が必要な届出を怠った場合は、登録の取消しの対象となり、登録が取り消されれば、登録拒否事由に該当するため、以後5年間、登録支援機関となることができないこととなります。

支援関係

Q 2 2 特定技能外国人にどのような支援をする必要がありますか。

【A】 受入れ機関は、法務省令に定める基準に適合する支援計画に従い、1号特定技能外国人に対し支援を実施しなければなりません。受入れ機関は、特定技能外国人を支援する体制があることが求められますが、契約により支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託することにより、この基準に適合するものとみなされます。

具体的には、外国人と日本人との交流の促進に関する支援、外国人の責めに帰すべき事由によらない契約解除時の転職支援のほか、特定技能雇用契約の内容に関する情報の提供、外国人が出入国しようとする空港等への送迎、適切な住居の確保に係る支援等の法務省令に規定される支援については、義務的に実施しなければなりません。

Q 2 3 登録支援機関に支援を委託することを考えていますが、たくさんある登録支援機関の中からどこにお願いすればよいのか分かりません。また、登録支援機関に支援を委託しようとする場合、登録支援機関をどのように見つければよいですか。

【A】 御要望に合う委託先を探すに当たっては、法務省ホームページに掲載している登録支援機関の一覧表から、対応可能言語や連絡先を御確認いただき、登録支援機関に直接お問い合わせください。

Q 2 4 登録支援機関に対して、出入国在留管理局による業務監査はありますか。

【A】 業務監査の制度はありませんが、登録支援機関が適正に支援業務を実施していることを確認する必要がある場合には、地方出入国在留管理局等が事実の調査や報告・資料提出の要請等を行うこととなりますので、これに協力することが求められます。

Q 2 5 支援責任者と支援担当者は兼任することができますか。

【A】 兼任することは可能です。

Q 2 6 登録支援機関として登録を受けるためには法人でなければならないのですか。

【A】 所定の要件を満たせば、法人に限らず、個人事業主であっても登録を受けることができます。また、技能実習制度における監理団体や株式会社などの営利法人であっても登録支援機関になることができます。

協議会関係

Q 2 7 受入れ企業が各分野に設ける協議会の構成員である必要があるとのことですが、受入れ企業が協議会の構成員であることはどのように調べればよいのですか。法務省のホームページに掲載されるのですか。

【A】 各分野に設ける協議会は、それぞれの分野を所管する省庁において組織されます。構成員である個別の企業名を公表するか否かについては、各協議会において判断されるべき事柄ですので、協議会又は協議会を組織する分野を所管する省庁にお問い合わせください。

第5 特定技能の在留資格で働く方の声

ここでは、実際に特定技能のビザで働いている方のコメントを載せています。

参考にしてください。



【介護分野】

- ・EPA 介護福祉士候補者として過ごした4年間で、日本の介護士として働きたいという気持ちが高まり、また、介護福祉士国家試験にもあと7点ということから、再チャレンジしたいと思っていました。
- ・早期に介護福祉士試験に合格し、インドネシアで、日本で介護士を目指す人たちに、講師をしたり、介護の良さを伝えていきたいです。



【素形材産業分野】

- ・日本人は皆優しく、会社のイベントも多く、仕事もプライベートも充実しています
- ・日本に来るまではとても不安でしたが、先輩や上司が丁寧に教えてくれたので、今では頼りにされていてうれしいです。



運動会



地域の夏祭りへの参加



【産業機械製造業分野】

- ・日本に来たころは苦勞ばかりでしたが、仕事をして自分が強くなり、家族を助けていることに気づくことができました。仕事に慣れてきた今、次の目標は、より速く良い製品を作れるようになることです。
- ・日本人の考え方やマナー、サービス等も学んでベトナムに持ち帰りたいです。日本に来て、自分が思っていた能力以上のことができるようになって成長できたと感じます。



お祭りへの参加



社内での日本語勉強会



【建設分野】

- ・初めて技能実習生として日本に来た時は、仕事も生活も覚えることが多くで大変でした。
- ・再入国してからは日本の風習、文化にも慣れてきてリラックスして生活ができるようになってきました。



【造船・船用工業分野】

- ・技能実習生・造船就労者そして今回の特定技能1号在留資格で就労する機会を得ることができてよかったです。
- ・受入会社では実習生・就労者としての滞在経験があり、会社や溶接作業にも慣れていて仕事がしやすいです。
- ・職場では実習生・就労者の人に仕事を教えたり、グループのまとめ役としても頑張りたいです。
- ・寮が会社やスーパーマーケットに近い場所にあるので便利です。



第 6 問 合 せ 先

(制度全般, 入国・在留手続, 登録支援機関等について)

官署名	住所	連絡先
札幌出入国在留管理局	北海道札幌市中央区大通西 12 丁目 札幌第3合同庁舎 総務課	011-261-7502
仙台出入国在留管理局	宮城県仙台市宮城野区五輪 1-3-20 仙台第 2 法務合同庁舎 総務課	022-256-6076
東京出入国在留管理局	東京都港区港南5-5-30 就労審査第三部門	0570-034259
横浜支局	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町 10-7 総務課	045-769-1720
名古屋出入国在留管理局	愛知県名古屋港区正保町 5-18 (受入・共生関係) 審査管理部門 審査管理部門 (在留資格「特定技能」関係) 就労審査第二部門	審査管理部門 052-559-2112 就労審査第二部門 052-559-2110

官署名	住所	連絡先
大阪出入国在留管理局	大阪府大阪市住之江区南港北 1-29-53 総務課	06-4703-2100
神戸支局	兵庫県神戸市中央区海岸通 29 番地 神戸地方合同庁舎 総務課	078-391-6377 (代)
広島出入国在留管理局	広島県広島市中区上八丁堀 2-31 広島法務総合庁舎 就労・永住審査部門	082-221-4412 (代)
高松出入国在留管理局	香川県高松市丸の内 1-1 高松法務合同庁舎 総務課	087-822-5852
福岡出入国在留管理局	福岡県福岡市中央区舞鶴 3-5-25 福岡第1法務総合庁舎 総務課	092-717-5420
那覇支局	沖縄県那覇市樋川 1-15-15 那覇第一地方合同庁舎 審査部門	098-832-4186

★外国人在留総合インフォメーションセンター
(月～金 8:30～17:15)
0570-013904
(IP, PHS, 外国から:03-5796-7112)

★各分野の連絡先一覧

(造船・船用工業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省海事局	東京都千代田区霞が関2-1-3 船舶産業課	TEL 03-5253-8634
北海道運輸局	北海道札幌市中央区大通西10 海事振興部旅客・船舶産業課	TEL 011-290-1012
東北運輸局	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1 海事振興部海事産業課	TEL 022-791-7512
関東運輸局	神奈川県横浜市中央区北仲通5-57 海事振興部船舶産業課	TEL 045-211-7223
北陸信越運輸局	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 海事部海事産業課	TEL 025-285-9156
中部運輸局	愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 海事振興部船舶産業課	TEL 052-952-8020
近畿運輸局	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 海事振興部船舶産業課	TEL 06-6949-6425
神戸運輸監理部	兵庫県神戸市中央区波止場町1-1 海事振興部船舶産業課	TEL 078-321-3148
中国運輸局	広島県広島市中区上八丁堀6-30 海事振興部船舶産業課	TEL 082-228-3691
四国運輸局	香川県高松市サンポート3-33 海事振興部船舶産業課	TEL 087-802-6816
九州運輸局	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 海事振興部船舶産業課	TEL 092-472-3158
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 運輸部船舶員課	TEL 098-866-1838

(建設分野)

※建設特定技能受入計画の審査は、地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局が担当しています。計画の審査に関するお問い合わせは、受入れ企業の主たる営業所を管轄する地方整備局等をお願いします。

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省 不動産・建設経済局	東京都千代田区霞が関2-1-3 国際市場課	TEL 03-5253-8121
北海道開発局	札幌市北区北8条西2丁目 事業振興部建設産業課	TEL 011-709-2311 (内線:5695)
東北地方整備局	仙台市青葉区本町3-3-1 建設部建設産業課	TEL 022-263-6131
関東地方整備局	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 建設部建設産業第一課	TEL 048-601-3151
北陸地方整備局	新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 建設部計画・建設産業課	TEL 025-370-6571
中部地方整備局	愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5 番1号 建設部建設産業課	TEL 052-953-8572
近畿地方整備局	大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 建設部建設産業第一課	TEL 06-6942-1071

(建設分野(続き))

官署名	住所・担当部署	連絡先
中国地方整備局	広島市中区八丁堀2-15 建設部計画・建設産業課	TEL 082-221-9231
四国地方整備局	高松市サンポート3番33号 建設部計画・建設産業課	TEL 087-811-8314
九州地方整備局	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 建設部建設産業課	TEL 092-471-6331 (内線:6147.6142)
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 開発建設部建設産業・地方整備課	TEL 098-866-1910

(宿泊分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省観光庁	東京都千代田区霞が関2-1-2 観光産業課観光人材政策室	TEL 03-5253-8367
北海道運輸局	北海道札幌市中央区大通西10丁目 観光部観光企画課	TEL 011-290-2700
東北運輸局	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地 観光部観光企画課	TEL 022-791-7509
関東運輸局	神奈川県横浜市中央区北仲通5-57 観光部観光企画課	TEL 045-211-1255
北陸信越運輸局	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 観光部観光企画課	TEL 025-285-9181
中部運輸局	愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 観光部観光企画課	TEL 052-952-8045
近畿運輸局	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 観光部観光企画課	TEL 06-6949-6466
中国運輸局	広島県広島市中区上八丁堀6-30 観光部観光企画課	TEL 082-228-8701
四国運輸局	香川県高松市サンポート3-33 観光部観光企画課	TEL 087-802-6735
九州運輸局	福岡県福岡市博多区 博多駅東2-11-1 観光部観光企画課	TEL 092-472-2330
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 運輸部企画室	TEL 098-866-1812

(自動車整備分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省自動車局	東京都千代田区霞が関2-1-3	TEL 03-5253-8111 (42426, 42414)

(航空分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省航空局	東京都千代田区霞が関2-1-3 航空ネットワーク部 航空ネットワーク企画課 (空港グランドハンドリング関係) 安全部 運航安全課 乗員政策室 (航空機整備関係)	TEL 03-5253-8111 (内線:49124) (内線:50125)

(農業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省経営局	東京都千代田区霞が関1-2-1 就農・女性課	TEL 03-6744-2159
北海道農政事務所	北海道札幌市中央区 南22条西6丁目2-22 生産経営産業部担い手育成課	TEL 011-330-8809
東北農政局	宮城県仙台市青葉区 本町三丁目3番1号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 022-221-6217
関東農政局	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 経営・事業支援部経営支援課	TEL 048-740-0394
北陸農政局	石川県金沢市広坂2丁目2番60号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 076-232-4238
東海農政局	愛知県名古屋市中区 三の丸1-2-2 経営・事業支援部経営支援課	TEL 052-223-4620
近畿農政局	京都府京都市上京区 西洞院通下長者町下丁子風呂町 経営・事業支援部経営支援課	TEL 075-414-9055
中国四国農政局	岡山県岡山市北区 下石井1丁目4番1号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 086-224-8842
九州農政局	熊本県熊本市西区 春日2丁目10番1号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 096-300-6375
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館 農林水産部経営課	TEL 098-866-1628

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省水産庁	東京都千代田区霞が関1-2-1 企画課漁業労働班	TEL 03-6744-2340

(介護分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
厚生労働省社会・援護局	東京都千代田区霞が関1-2-2 福祉人材確保対策室	TEL 03-5253-1111 (内線 2844)

(素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野【製造3分野】)

官署名	住所・担当部署	連絡先
製造3分野企業向け特定技能外国人材制度相談窓口		TEL 03-5909-8762 TEL 03-5909-8746
経済産業省製造産業局	東京都千代田区霞が関1-3-1 総務課	TEL 03-6744-1511 (内線 3641)

(外食分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省食料産業局	東京都千代田区霞が関1-2-1 食品製造課 外食産業室	TEL 03-6744-7177

(飲食品製造業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省食料産業局	東京都千代田区霞が関1-2-1 食品製造課	TEL 03-6744-2397

(ビルクリーニング分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
厚生労働省 医業・生活衛生局	東京都千代田区霞が関1-2-2 生活衛生課	TEL 03-5253-1111 (内線 2432)

★二国間取決めを作成した国に係る各国連絡先一覧

国名	問合せ先	住所等				メールアドレス	対応言語
		郵便番号	住所	電話番号	FAX 番号		
フィリピン	日本国内 駐日フィリピン共和国大使館 海外労働事務所 (P O L O) http://polotokyo.dole.gov.ph/	106-8537	東京都港区六本木 5 丁目 15 番 5 号	03-6441-0428 03-6441-0478	03-6441-3436	polotokyo@gmail.com	英語、 フィリピン語
	在大阪フィリピン共和国総領事館 労働部門	541-2247	大阪府大阪市中央区淡路町 4-3-5 URBAN CENTER 御堂筋 7 階	06-6575-7593	-	pcglaborsection.verification2020@yahoo.com	英語、 フィリピン語
	海外 フィリピン海外雇用庁事前雇用サービス室 Philippine Overseas Employment Administration Pre-Employment Service Office http://poea.gov.ph/	1550	Blas F. Ople Building Ortigas Avenue corner EDSA Mandaluyong City	+632-722-1162	-	marketdev@poea.gov.ph	英語、 フィリピン語
カンボジア	日本国内 駐日カンボジア王国大使館	107-0052	東京都港区赤坂 8 丁目 6-9	03-5412-8521 080-3459-7889	03-5412-8526	camemb_jpn@mfaic.gov.kh rithy_bba.jp@yahoo.com	日本語、英語 クメール語
	海外 カンボジア王国労働職業訓練省 The Ministry of Labour and Vocational Training of the Kingdom of Cambodia	-	Building #3, Russian Federation Blvd., Sangkat Teklaak I, Khan Toukok Phnom Penh, Kingdom of Cambodia	+855-23880474 +855-78449959	-	sopheakhoung@yahoo.com	英語、 クメール語
	日本国内 駐日ネパール連邦民主共和国大使館	153-0064	東京都目黒区下目黒 6-20-28 フクカワハウス B	03-3713-6241 03-3713-6242	03-3719-0737	eontokyo@mofa.gov.np	日本語、英語 ネパール語
海外 ネパール連邦民主共和国政府 労働・雇用・社会保障省雇用管理局 Japan Unit, Department of Foreign Employment, MoLESS	44600	Buddhanagar, Kathmandu, Nepal	+977-9851180566 +977-1-4782454	+977-1-4782606	japanunit@moless.gov.np	英語、 ネパール語	
ミャンマー	日本国内 駐日ミャンマー連邦共和国大使館	140-0001	東京都品川区北品川 4-8-26	03-3441-9291	03-3447-7394	contact@myanmar-embassy-tokyo.net	日本語、英語、 ビルマ語
	海外 ミャンマー連邦共和国労働・入国管理・人口省労働局 Department of Labour, The Ministry of Labour, Immigration and Population of the Republic of the Union of Myanmar	15011	Building no 51, Naypyitaw, Myanmar	+95-67-430186	+95-67-430439	dolmigration@gmail.com	英語、ビルマ語

モンゴル	日本国内・海外 モンゴル労働・社会保障サービス総合事務所 General Office for Labour and Social Welfare Services	17042	General Office for Labour and Social Welfare Services Building, Chinggis Avenue, 2nd khoroo, Khan-Uul district, Ulaanbaatar city, Mongolia	+976-77121285	+976-70136990	ssw@hudulmur-halamj.gov.mn	日本語、英語 モンゴル語 ※日本語で書面等を送付する場合は、可能な限り英訳を添付した方が望ましいとのこと。
スリランカ	日本国内 駐日スリランカ民主社会主義共和国大使館	108-0074	東京都港区高輪 2-1-54	03-3440-6911 03-3440-6912	03-3440-6914	tokyo.jp@lankaembassy.jp	(確認中)
	海外 スリランカ民主社会主義共和国海外雇用局 Sri Lanka Bureau of Foreign Employment/DGM -Training, Recruitment and Marketing	10120	234, Dencilkibekaduwa Maatha, Koswattah, Battharamulla, Sri Lanka	+94-112884-771 +94-716833-494	+94-112872-183	dgm_training@slbfe.lk randeniya.mangala@yahoo.com	日本語、英語、 シンハラ語 タミル語
インドネシア	日本国内 駐日インドネシア共和国大使館	141-0022	東京都品川区東五反田 5-2-9	03-3441-4201	03-3441-4229	consular@kbritokyo.jp	日本語、英語、 インドネシア語
	海外 インドネシア労働省労働市場開発局 Directorate of Labour Market Development, Ministry of Manpower of the Republic of Indonesia	12950	Jalan Jenderal Gatot Subroto Kav. 51 Jakarta Selatan (Ministry of Manpower of the Republic of Indonesia)	+62-813-1516-7055 +62-815-7326-6736 +62-822-1415-5990 +62-21-2924-4800	-	pasarker.ja.kemnaker@gmail.com direktoratph2@gmail.com	英語、 インドネシア語
タイ	日本国内 駐日タイ王国大使館労働担当官事務所 https://japan.mol.go.th/en/	141-0021	東京都品川区上大崎 3-14-6	03-5422-7014 03-5422-7015	03-5422-7016	thailabour@crest.ocn.ne.jp	日本語、英語 タイ語
	海外 タイ労働省雇用局 Overseas Employment Administration Office, Department of Employment, Ministry of Labour	-	10th floor, Social Security Office Section 3 Building Ministry of labour, Mittr-Mitri Rd., Dindaeng Bangkok	+66-2-245-6708	-	-	英語、タイ語